

公立甲賀病院入院セット業務委託に関する質問回答

令和7年10月14日

	質疑	回答
	地独甲第 101 号 公立甲賀病院入院セット業務委託に係る事業者選定プロポーザル実施要綱 ページ 1/5 （提出書類）第 1 条 プライバシーマークの保有を証するものの写しについて、「(別添 1) 公立甲賀病院入院セット業務委託に係る事業者選定条件」には記載がありませんでしたが、提出は必須でしょうか。	プロポーザル実施要綱第 1 条（提出書類）に記載のとおりであり、プライバシーマークの保有を証するものの写しを提出すること。
	実施要項 1/5 目（契約期間） 医療関連サービスマーク認定書の写しの提出がございますが、無い場合は選定に参加できない認識でよろしいでしょうか。	リネン類洗濯業務を行う業者の医療関連サービスマーク取得は必須であるため、認定証の写しが提出出来ない場合は、資格認定結果に影響があると考えます。
	実施要項 1/5 目（提出書類） プライバシーマークの保有を証するものの写しは請求を別会社に委託する場合、委託先の会社分も必要になりますでしょうか。	部分委託を行う場合は、その委託先のプライバシーマーク保有を証するものの写しの提出も必要である。
	別添 1 （1）⑤ 共同企業体(JV 方式)による参加は不可とするとありますが、2 社以上と共同する場合は参加不可の認識になりますでしょうか。	共同企業体(JV 方式)による参加は不可とするが、部分委託は可とする。